

平成 30 年度
沖縄市地域密着型サービス
集団指導資料
(各サービス別)



沖縄市役所 高齢福祉課
管理給付係 (内線 3168)

各サービス別 目次

1	認知症対応型共同生活介護	1
2	小規模多機能型居宅介護	5
3	地域密着型通所介護	11
4	地域密着型介護老人福祉施設	17
5	事務連絡	20



1 認知症対応型共同生活介護

【 主な関係法令 】

- ・「沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
(以下、『沖縄市地域密着型サービス基準条例』という。) 第109条～第128条
- ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(以下、『地域密着型サービス基準省令解釈通知』という。) 第三の五
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(以下、『地域密着型サービス算定基準省令』という。) 「5 認知症対応型共同生活介護」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(以下、『地域密着型サービス算定基準留意事項通知』という。)
「6 認知症対応型共同生活介護費」

1 定義及び基本方針

【 介護保険法第8条第19項より 】

「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【 沖縄市地域密着型サービス基準条例第109条より（抜粋） 】

要介護者であって認知症であるものについて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 人員基準

◇ 認知症対応型共同生活介護

職種名	資格要件（抜粋）	配置要件
① 代表者 (沖縄市地域密着型サービス基準条例第112条)	<p>ア 以下のいずれかの経験を有すること</p> <p>①認知症である者の介護に従事した経験</p> <p>②医療保険サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験</p> <p>イ 厚生労働省が定める研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業開設者研修」</p>	特になし
② 管理者 (沖縄市地域密着型サービス基準条例第111条)	<p>ア 必要な知識及び経験を有すること</p> <p>イ 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有すること</p> <p>ウ 厚生労働省が定める研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p>	<p>・常勤専従であること</p> <p>ただし、次の場合は業務上支障がない場合に限り兼務可能</p> <p>①当該共同生活住居の他の職務に従事する場合</p> <p>②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> <p>③併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合</p>
③ 介護従業者 (沖縄市地域密着型サービス基準条例第110条)	特になし	<p>ア 介護従業者のうち、1以上の者は常勤とすること</p> <p>イ 夜間及び深夜の時間帯以外の配置については、利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1以上配置すること（3：1）</p> <p>ウ 夜間及び深夜の時間帯の配置については、時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上配置すること</p> <p>エ 小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、<u>それぞれが人員を満たす介護従業者を置いている場合は</u>、併設事業所の職務に従事できる。</p>
④ 計画作成担当者 (沖縄市地域密着型サービス基準条例第110条)	<p>ア 保険医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識及び経験を有する者</p> <p>イ 厚生労働省が定める研修を修了していること 「認知症介護実践者研修」</p>	<p>ア 共同生活住居ごとにおくこと</p> <p>イ 専らその職務に従事すること（専従） ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は</u>、当該共同生活住居の他の職務もしくは管理者との兼務可能。</p>

	<p>ウ 計画作成担当者のうち、少なくとも1人は介護支援専門員を持って充てること。ただし、併設する小規模多機能又は看護小規模多機能の介護支援専門員との連携により効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がない場合はこれを置かないことができる。</p>	
--	---	--

3 設備基準

◇ 認知症対応型共同生活介護（沖縄市地域密着型サービス基準条例第113条）

設備	要件
※ 1又は2の共同生活住居を有すること。また、共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下とすること	
①居室	ア 個室であること。ただし、処遇に必要な場合は2人部屋可。 イ 1の個室の床面積が7.43㎡以上であること
②居間及び食堂	設けるものとする。ただし、同一の場所も可
③台所及び浴室	設けるものとする
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること。（利用者が設備を使用するにあたって、安全に配慮し、高齢者が使用するのに適したものとする。）

○ 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

4 実地指導等での指摘事項について

- ・ 小規模多機能との併設事業所において、各事業所の人員が満たない状態で、双方の業務に従事させている。
⇒ 併設事業所の業務に従事できる条件は、あくまでそれぞれが人員を満たす介護従業者を置いている場合です。双方の人員配置について要件を満たしているかの確認をお願いします。
- ・ 管理者が併設の事業所を含め、複数の業務を兼務している。
⇒ 管理者は常勤専従であることが原則であり、例外として業務に支障がない場合のみ兼務が可能となっております。管理者業務に支障がでないような人員配置を検討してください。
- ・ 管理者および計画作成担当者について、あらかじめ退職が分かっているのに、研修修了者などの配置についての措置を講じていない。（小規模多機能でも同様）
⇒ GHおよび小規模多機能において、管理者および計画作成担当者は必要な研修を修了している者でなければならないとされており、計画作成担当者の離職に伴う研修修了者の欠員については、場

合によっては減算は猶予されますが、管理者についてはこれを緩和する事項は法令上ありません(国にも確認済み)。

研修を終了していない場合は、基本的には人員の欠如に当たりますので、ご注意ください。

- 認知症夜間対応体制加算について。宿直勤務の者をオンコールで自宅待機させていた。
⇒ 当加算については、宿直勤務はオンコール不可。事業所内で宿直することが条件となります。
(平成27年4月1日 介護保険最新情報 Vol.454 Q&A173 より)
- 利用料の受領について。利用者から受け取ることができる費用として「食材料費」とあるが、食事を作る際の人件費まで徴収していた。
⇒ 他保険者が厚生労働省に食材料費の考え方について問い合わせを行っており、以下の回答を得ている。
「GHの性質上、食事及びその他の家事は原則GHで行われるものである。ただし、配達される食事が食材料費として扱われ、温めや配膳等を職員と利用者が共同で行っている場合は認められるのではないか。」
「基本的に食材料費に人件費は含まれてはならない。」

2 小規模多機能型居宅介護

【 主な関係法令 】

- ・「沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
(以下、『沖縄市地域密着型サービス基準条例』という。) 第81条～第108条
- ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(以下、『地域密着型サービス基準省令解釈通知』という。) 第三の四
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(以下、『地域密着型サービス算定基準省令』という。) 「4 小規模多機能型居宅介護費」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(以下、『地域密着型サービス算定基準留意事項通知』という。)
「5 小規模多機能型居宅介護費」

1 定義及び基本方針（抜粋及び一部要約）

【 介護保険法第8条第18項より 】

「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅への訪問、サービス拠点への通い、短期間宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【 沖縄市地域密着型サービス基準条例第81条より 】

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 人員基準

◇ 小規模多機能型居宅介護

職種名	資格要件（抜粋）	配置要件
① 代表者 （沖縄市地域密着型サービス基準条例第84条）	<p>ア 以下のいずれかの経験を有していること</p> <p>①認知症である者の介護に従事した経験（特養、老人デイサービスセンター、老健、GH等）</p> <p>②医療保険サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験</p> <p>イ 厚生労働省が定める研修を修了していること</p> <p>「認知症対応型サービス事業開設者研修」</p>	特になし
② 管理者 （沖縄市地域密着型サービス基準条例第83条）	<p>ア 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有すること</p> <p>イ 厚生労働省が定める研修を修了していること</p> <p>「認知症対応型サービス事業管理者研修」</p>	<p>・ 常勤専従であること</p> <p>ただし、次の場合は業務上支障がない場合に限り</p> <p>①当該事業所の他の職務に従事する場合</p> <p>②事業所に併設する以下の施設等の職務に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 ・ 地域密着型特定施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護療養型医療施設 <p>③同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に従事する場合</p> <p>※ <u>上記以外の事業所の管理者との兼務は認められていません。</u></p>
③ 介護従業者 （沖縄市地域密着型サービス基準条例第82条）	特になし	<p>ア 介護従業者のうち、1以上の者は常勤とすること</p> <p>イ 夜間及び深夜の時間帯以外の配置（日勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1以上配置すること（3：1） ・ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上 <p>ウ 夜間及び深夜の時間帯の配置時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤を行わせる介護従業者を1以上 ・ 宿直勤務に当たる介護従業者を1以上 <p>（訪問サービス対応のため。ただし、宿直サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している場合は、これを置かないことができる）</p>

		<p>また、介護職員は、以下の施設が併設されている場合は、業務上支障がない場合に限り兼務可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護療養型医療施設 <p>エ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設を併設する場合は、それぞれが人員を満たす介護従業者を置いている場合は、併設事業所の職務に従事できる。</p> <p>オ 介護従業者のうち、1以上の者は看護職員（看護師または准看護師）とすること</p> <p>また、看護職員は、同一敷地内または道路を隔てて隣接する場合に、特に当該事業所の看護職員の業務に支障がない場合に限り兼務可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービスの事業を行う事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 特養または老健 </div> <p style="text-align: right;">H27改正</p>
<p>④ 計画作成担当者 (沖縄市地域密着型サービス基準条例第82条)</p>	<p>ア 保険医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識及び経験を有する者</p> <p>イ 厚生労働省が定める研修を修了していること</p> <p>「認知症介護実践者研修」</p> <p>ウ 計画作成担当者のうち、少なくとも1人は介護支援専門員を持って充てること。ただし、併設する小規模多機能又は看護小規模多機能の介護支援専門員との連携により効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がない場合はこれ（ケアマネ資格者）を置かないことができる。</p>	<p>ア 共同生活住居ごとにおくこと</p> <p>イ 専らその職務に従事すること（専従）</p> <p>ただし、次の場合は業務上支障がない場合に限り兼務可能</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業所の他の業務に従事する場合 ②当該事業所に以下の施設が併設されている場合の、併設事業所の職務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護療養型医療施設

3 設備基準

◇ 小規模多機能型居宅介護（沖縄市地域密着型サービス基準条例第 86 条）

設備	要件
①宿泊室	ア 個室であること。ただし、処遇に必要な場合は 2 人部屋可。 イ 1 の個室の床面積が 7.43 m ² 以上であること ウ ア・イを満たす宿泊室以外の宿泊室を設ける事も可能。ただし、おおむね個室に準じる広さを確保し、プライバシーに配慮すること。
②居間及び食堂	機会を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ※ ただし、通いサービスの利用定員を 16 人～18 人とする場合については、1 人あたり 3 m²以上を確保しなければならない。 ← H27 改正
③台所 ④浴室	設けるものとする
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備を設けるものとする
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること。（利用者が設備を使用するにあたって、安全に配慮し、高齢者が使用するのに適したものとする。）

○ 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

4 実地指導等での指摘事項について

- ・ 要介護⇔要支援に変更になった際に、居宅届が出されていない。
⇒ 事業所名は一つですが、要介護から要支援（逆もあり）に変更になった際には、他の居宅サービスと同様、届出が必要です。
- ・ 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画が整備されていない
⇒ 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければなりません。

『沖縄市地域密着型サービス基準条例』より

第 93 条（居宅サービス計画の作成）（抜粋）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、「沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に掲げる具体的取り組み方針に沿って行うものとする。

⇒ 小規模多機能の介護支援専門員が行う業務は、居宅が行う一連の業務と同じということ意識するようにしてください。

『沖縄市地域密着型サービス基準条例』より

第96条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）（抜粋）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、**他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上**、小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、随時適切に通い、訪問、宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

⇒ 他職種との協議の上、計画を作成することを忘れずに行ってください。

※居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画に記載する内容が重複する場合の取扱について
（介護サービス関係Q&A集より）

居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画に記載すべき内容が重複する場合にあつては、いずれかの経過に当該内容を記載することとなる。

なお、小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画等の様式については、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて（ライフポートワーク）」として調査研究事業の成果が取りまとめられており（※）、こうした様式例等も参考とし、適宜活用されたい。

※当該資料については、<http://www.shoukibo.net/> において掲載。

- ・ 管理者が併設の事業所を含め、複数の業務を兼務している。
⇒ 管理者は常勤専従であることが原則であり、例外として業務に支障がない場合のみ兼務が可能となっております。管理者業務に支障がでないような人員配置を検討してください。
- ・ 管理者および計画作成担当者について、あらかじめ退職が分かっているのに、研修修了者などの配置についての措置を講じていない。（GHでも同様）
⇒ GHおよび小規模多機能において、管理者および介護支援専門員は必要な研修を修了している者でなければならないとされており、介護支援専門員の離職に伴う研修修了者の欠員については、場合によっては減算は猶予されますが、管理者についてはこれを緩和する事項は法令上ありません（国にも確認済み）。

研修を終了していない場合は、基本的には人員の欠如に当たりますので、ご注意ください。

- ・ 宿泊室に複数の利用者の私物が収納されている。

⇒ 宿泊室は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないとされています。

- 長期間にわたり、宿泊サービスを利用している。

⇒ 地域密着型サービス基準省令解釈通知第 62 条には、小規模多機能型居宅介護の基本方針として「通いを中心として利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである」と規定されております。長期の宿泊サービスが必要な方につきましては、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で再度アセスメントを行い、利用者のニーズに合ったサービス提供をお願いします。

3 地域密着型通所介護

【 主な関係法令 】

- ・「沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
(以下、『沖縄市地域密着型サービス基準条例』という。) 第59条の2～第59条の20
- ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(以下、『地域密着型サービス基準省令解釈通知』という。) 第三の二の二
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(以下、『地域密着型サービス算定基準省令』という。) 「2の2 地域密着型通所介護」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(以下、『地域密着型サービス算定基準留意事項通知』という。)
「第二 3の2 地域密着型通所介護費」

1 定義及び基本方針

【 介護保険法第8条第17項より 】

「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、施設に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

【 沖縄市地域密着型サービス基準条例第59条の2より（抜粋） 】

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 人員基準

◇ 地域密着型通所介護（利用定員11人以上）

職種名	資格要件	配置要件
① 管理者	特になし	常勤職員であること。 同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。 <u>併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は基本は不可。ただし、個別判断の例外あり。</u>
② 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事（任用資格可） ・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 介護支援専門員 ※ 県HPに資格要件についての通知あり。沖縄市もこれに準じる。	サービス提供時間数（開始時刻から終了時刻まで）に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。 （単位、従業員の員数にかかわらず） → <u>欠員は人員基準違反です！</u>
③ 介護職員	特になし	サービス提供時間数（平均提供時間数）に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員が <u>所定の人数確保</u> されること。（従業員の員数にかかわらず） ①利用者数が ・15人まで …1人 ・16人以上 …15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に+1 ②単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること （計算式上で人数が確保されていれば良いわけではなく、どの時間帯でも途切れない配置をするということ。）
④ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師 ・ 准看護師 	専ら通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1名以上確保されること（提供時間を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携をはかること。病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携も可）。
⑤ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 看護師／准看護師 ・ 柔道整復師 ・ あん摩マッサージ指圧師 	1名以上確保されること * 個別機能訓練加算（I）を算定する日については、提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置すること。 <u>* 個別機能訓練加算を算定しない事業所であっても、機能訓練指導員の配置は必要です！！</u>

* 生活相談員、又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。（平成28年3月に開催した説明会資料からの修正有）

◇ 地域密着型通所介護（利用定員10人以下）

職種名	資格要件	配置要件
① 管理者	通所介護の場合と同じ	通所介護の場合と同じ
② 生活相談員	通所介護の場合と同じ	通所介護の場合と同じ
③ 介護職員 又は看護職員	通所介護の場合と同じ	サービス提供時間数に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる <u>介護職員又は看護職員</u> が1名以上確保されること
④ 機能訓練指導員	通所介護の場合と同じ	通所介護の場合と同じ

* 生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

3 設備基準

◇ 地域密着型通所介護

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること
静養室	（利用定員に見合った広さの専用の静養スペース）
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
事務室	（事務を行えるスペース）※他事業との兼用可
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

○ 上記設備は、専ら通所介護・地域密着型通所介護の用に供するものでなければならない。

○ 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

4 （地域密着型通所介護） 実地指導等における指摘事項について

（1）人員基準

看護師について

- ・ 定員11名以上の通所介護事業所において、看護師が配置されていない。
- ・ 看護職員が訪問看護事業所等からの派遣になっているが、毎日来ていない。また、事業所にいない時間における「提供時間を通じて密接かつ適切な関係」がなされてるかが不明瞭。

『地域密着型サービス基準省令解釈通知』より

看護職員は、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。（中略）

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

管理者について

- ・ 管理者が、他の職種を兼務しており、そのため管理がおろそかになり、必要な事項を把握していない。

『地域密着型サービス基準省令解釈通知』より

指定地域密着型通所介護の管理者は常勤であり、かつ、**原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。**ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねるものとする。

- ① 当該指定通所介護事業所の通所介護従業者としての職務に従事する場合
- ② (要約) 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、**特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内**に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合。(実地指導において、業務過剰により管理業務に支障が出ていると判断される場合は指導対象になります。)

生活相談員について

- ・ 生活相談員の配置がなされていない。また、提供時間帯の中にいない時間がある。

介護職員について

- ・ 介護職員の人数が不足している。
- ・ 介護職員について、雇用契約書や勤務表、出勤簿・タイムカードの整備がなされていないため、いつから採用されて、どのような雇用条件なのか、人員基準を満たしているのかが把握できない。
⇒ この件については、管理者の責務にも関わる事項です。これらの管理が出来ていない事由が兼務等の勤務体制にあると判断される場合は管理者の勤務体制も含めて指導対象になります。

(2) 運営基準

運営規程及び重要事項説明書について

- ・ 運営規程において、従業者の員数や職務、営業時間や営業日に変更があるにも関わらず、修正されていない。また、必要に応じて保険者への届出を行うべきところを、行っていない。
⇒ 運営規程については、『沖縄市地域密着型サービス基準条例』において定めるべき事項が決められています。全サービス共通資料 8 ページをご確認の上、必要に応じて修正、保険者への届出を行ってください。

なお、運営規程の変更届出につきましては、介護職員の変更時の届出の緩和等を行うこととなり

ましたので、全サービス共通資料3ページも併せてご確認ください。

- ・ 重要事項説明書においても、運営規程と同様、変更があるにもかかわらず、修正されていない。また、利用者に対しても変更があった旨の説明がなされていない。
- ・ 重要事項説明書について、説明者・同意年月日・同意の署名がない。正副2通の作成がない。また、印のみでサインがない。

通所介護計画書について

- ・ 通所介護計画書が作成されていない。または作成されているが、同意の署名がない。
- ・ 通所介護計画書はあるものの、居宅サービス計画に沿った内容となっていない。また、現在の本人の状態とかけ離れている。
⇒ 通所介護計画は、請求の根拠のひとつです。『沖縄市地域密着型サービス基準条例』においても、「目標を設定し、計画的に」サービスを提供するために、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて」計画は作成されなければならないものとされています。また、その計画に沿ってサービスが提供された場合に給付が可能となりますので、ご注意ください。
- ・ 所要時間区分が複数にわたって請求がある利用者について、それぞれの区分の通所介護計画が作成されていない。(例えば、5-7の計画しかないにも関わらず、定期的に7-9のサービスを提供している、3-5のサービスを提供している、など)
⇒ 定期的に時間の変更がある利用者については、それに合わせた計画の作成を行ってください。

サービス提供の記録について

- ・ 提供記録がない。または提供票の実施日数と合わない。
⇒ 提供記録は、請求の根拠となるもののひとつです。わかりやすく確実に記録するようにしてください。

利用料の受領について

- ・ (有料老人ホーム併設事業所について多く見られるケース) 通院等でいったんサービスが終了した場合や、サービス利用日でない場合にも、利用者を当事業所に無料で通わせている。
⇒ 他利用者との不合理な差額と考えられます。ケアマネジャーが作成する居宅介護計画及び事業所において作成される通所介護計画において、その利用者に必要なサービスの検討を行うようにしてください。その上で、支給限度額を超えるサービスについても、差異のないように利用料を徴収してください。

また、別事業として当事業所で受け入れる場合については、当該事業の目的、運営方針、利用料等を、指定通所介護事業の運営規程とは別に定めたいうで、会計も指定通所介護事業とは別にする必要があります。

『沖縄市地域密着型サービス基準条例』より

第59条の7（抜粋）

「法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。」

サービス費の請求について

- ・ 認定調査後の利用という記述があるにも関わらず、調査時間も請求されている。
 - ・ 自宅で往診を受けている時間にも関わらず、デイの請求がある。
- ⇒ サービス費については、通院や往診対応、認定調査などでの早退などは正しい時間での請求が必要です。その都度記述を正確にし、正しい請求を行ってください。

4 地域密着型介護老人福祉施設

【 主な関係法令 】

- ・「沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
(以下、『沖縄市地域密着型サービス基準条例』という。) 第 150 条～第 189 条
- ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(以下、『地域密着型サービス基準省令解釈通知』という。) 第三の七
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(以下、『地域密着型サービス算定基準省令』という。) 「7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(以下、『地域密着型サービス算定基準留意事項通知』という。)
「8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」

1 定義及び基本方針

【 介護保険法第 8 条第 21 項より (抜粋) 】

「地域密着型介護老人福祉施設生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

【 沖縄市地域密着型サービス基準条例第 150 条より (抜粋) 】

地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供用その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 人員基準

◇ 地域密着型介護老人福祉施設

職種名	資格要件（抜粋）	配置要件
① 管理者 （沖縄市地域密着型サービス基準条例第166条）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従であること ただし、次の場合は業務上支障がない場合に限り兼務可能 <ol style="list-style-type: none"> ①当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合で、管理業務に支障がないと認められる場合 ③当該施設がサテライトで、本体施設の管理者または従業者に従事する場合
② 医師 （沖縄市地域密着型サービス基準条例第131条）		<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
③ 生活相談員 （同上）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事（任用資格可） ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 のいずれかを有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で1以上
④ 介護職員または看護職員 （同上）		ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数（前年度平均値）が3またはその端数を増すごとに1以上（うち1人以上が常勤） イ 看護職員の数、1以上（うち1人以上が常勤）
④ 栄養士 （同上）		<ul style="list-style-type: none"> ・1以上
⑤ 機能訓練指導員 （同上）	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師 	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上（兼務可）
⑥ 介護支援専門員		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従で1以上 ただし、業務上支障がない場合に限り当該施設の他職種との兼務可能。この場合は介護支援専門員の配置基準を満たすと同時に、勤務時間の全体を他職種の勤務時間として算入できる。

※ 従業者は常勤専従とすること。ただし、（非ユニット型と併設の場合を除き）入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。

3 設備基準

◇ 地域密着型介護老人福祉施設（沖縄市地域密着型サービス基準条例第 152 条）

設備	要件
①居室	ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 入所者1人あたりの床面積は10.65㎡以上であること ウ ブザーまたはこれに代わる設備を設けること エ 【ユニット型のみ】いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接している。
②静養室 【ユニット型にはなし】	介護職員室または看護職員室に近接して設けること
③浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること。
④洗面設備	ア 居室のある階ごとに設けること （【ユニット型のみ】居室または共同生活室ごとに相当数設けること） イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
⑤便所	ア 居室のある階ごとに設けること イ ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
⑥医務室	入所者を診療するために必要な医薬品及び医薬機器が備えられていること
⑦食堂及び機能訓練室 【ユニット型にはなし】	ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合にそれぞれに支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。
⑧共同生活室 【ユニット型のみ】	ア いずれかのユニットに属している イ 当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状をしている。 ウ 床面積はユニットの入居定員×2㎡以上となっている。 エ 食事や談話に適したテーブル、椅子などの必要な設備を備えている。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること。（利用者が設備を使用するにあたって、安全に配慮し、高齢者が使用するのに適したものとすること。）

○ 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

5 事務連絡

今回の集団指導における質問事項について

今回の集団指導における質問事項については、別添の質問票に記載の上、郵送またはFAXにて沖縄市役所高齢福祉課給付係までご提出ください。

当係にてとりまとめの上、3月29日（金）までにホームページ上に質問事項及び回答を掲載する予定です。

お疲れさまでした♪
お気をつけて
お帰りください

